

総合防災対策特別委員会記録

開催日時 令和3年6月17日(木) 13:04~14:29

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

清水 勉 委員長

山中 益敏 副委員長

小村 尚己 委員

池田 慎久 委員

小林 照代 委員

小泉 米造 委員

中村 昭 委員

欠席委員 1名

尾崎 充典 委員

出席理事者 杉中 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○清水委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言をお願いいたします。

○小村委員 2点質問します。まず1点は、政府の中央防災会議で、防災基本計画が改定されたと思います。その中で、自宅療養者がいる場合に浸水危険エリアに居住していないか確認をして、一般の住民の方と分離できる避難所をあらかじめ検討、整備するという旨が記載されたと聞き、調べているところです。地方自治体が避難所を設置する中で、奈良県として自宅療養者の情報の管理等もあると思いますが、防災基本計画の改定における奈良県の対応状況について教えてください。

○中野防災統括室長 防災基本計画の記載は、連携しながら避難の確保に関する具体的な検討、調整を行うと書いていると思います。奈良県においては、昨年6月に新型コロナ

ナウウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインを策定しています。この中で、濃厚接触者について、市町村が濃厚接触者の避難に対応できる避難先について、あらかじめ決めておくとともに、管轄の保健所へその情報を提供し、保健所は行動確認、生活での注意点に関する説明の機会の際に、避難先や市町村の連絡先等について併せて対象者へ通知することを提示しています。

一方で、奈良県においては、新型コロナウイルス感染症の感染者について、全て病院へ入院、または宿泊療養施設へ入所していただくという方針を取っているところです。現在、自宅療養者は実質ゼロの状況です。とはいえ、諸事情により自宅に残られている自宅療養者の方に対して、現在県から避難の必要性とか、市町村の連絡先を示した資料を情報提供しています。なお、今後も自宅療養者の避難の確保については、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

○小村委員 市町村との連携を図っていくということですが、避難所を開設する市町村に、この地域に自宅療養者がいるという情報を提供いただかないと、市町村の避難所はその方をどこの避難所に連れていくのかという判断ができないかと思います。これは防災統括室に聞くのではなく、医療系に聞かなければいけないことではあるのですが、そういった情報を、例えば、防災統括室でつかんで、水害が起こりそうなとき、台風が来る3日前等に、リエゾン体制といったものも今年度から整備されていますから、こういう地域に自宅療養者がいる、もしくは濃厚接触者がいると、防災計画を立てて個別避難、例えばこの方はこの自宅療養者なので違うところに避難していくということを事前に市町村が把握しないと、避難所の設置ができないと思うのですが、その点は防災統括室としてどのようにお考えなのでしょうか。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） 感染者の情報は、非常に大事な個人情報であるので、なかなか外に出すということは難しいと医療部局に聞いています。そのために私どもとしては、現実的なものとして、自宅療養者に対して、市町村の連絡先であるとか、避難の必要性をお教えして、避難者から危ないということであれば役場に連絡をしていただくという形を取って、事前に役場に連絡し、当然受入れ体制はしっかり整えようと考えています。

○小村委員 理解いたしました。自宅療養者とか、濃厚接触者の方が役場に事前に連絡するような体制は取っていただいているということですね。その方の申告制というか、自宅療養者の方が役場に自ら電話するということは可能だということで、その体制は取

っただいただいているということで理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。奈良県は、今も6月20日まで緊急対処措置を发出しているところであると思えますけれども、この緊急対処措置自体は実際に県民との危機意識の共有という点で、緊急事態宣言と同等のものであると考えていいのでしょうか。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） 緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等の国の法律に基づく措置とは違う形で、奈良県の場合は緊急対処措置というものをさせていただいています。国のやり方もいろいろありますが、例えば県下全域に対して措置内容を全て適用するよう求めている部分があります。ただ、県内の感染状況を見ますと、市町村間で感染の傾向が多いところと少ないところは非常に差がございします。また、県内の感染動向を見ますと、例えば家庭内感染、友人、仲間との感染、職場施設からのクラスター感染が大部分を占めているということで、国が中心としている飲食店での感染は非常に少ないと見ています。その中で、国の措置をそのまま全部するのではなくて、奈良県の事情を踏まえて、その採用の適否をいろいろ検討した上で、奈良県の実情にふさわしいものを選択してやるという形を取ったものを、奈良県緊急対処措置として実施しています。

○小村委員 これまでの知事の記者会見も全て見させていただいているので、奈良県が取っている緊急対処措置については理解しているつもりなのですが、この緊急対処措置というものは、奈良県独自のものだと思うのですが、これが緊急事態宣言と同等の危機意識を県として持つておられるのか。ステージ4ですので、緊急事態宣言の奈良県版という意識なのか、まん延防止等重点措置と同等の危機感なのか、危機感の共有という点で、緊急対処措置というのはどの位置にあるという認識で、県は緊急対処措置を出されているのかということをお聞きしたいのです。

○杉中危機管理監 危機感の共有という意味では、小村委員のご理解と同じように同等の危機感を共有していただきたいという気持ちに変わりはありません。ただ、奈良県の場合、大阪地域との通勤や通学による交流が多いとか、エリアによりかなり事情が違ってきます。特に大阪との交流のある方については、もちろん大阪における注意と同じような危機感を持って日頃の生活を送っていただきたいと考えていますし、奈良県という地域性に準拠して、このエリアでの危機感共有してこうという気持ちの住民に対する呼びかけは行っていると認識しています。

○小村委員 内容自体を見ていますと、これは緊急事態宣言の奈良県に合うところをピックアップして、もしくはクラスター対策として障害者施設や高齢者施設に対して実地指導等もして、緊急事態宣言よりも進んだ取組をしていただいているということは理解しているつもりです。ただ、この緊急対処措置の一番の問題点といいますか、一番弱いところが、県民との危機意識の共有という点です。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は国の発出するものですから、テレビのニュースや新聞などでも出てくる中で、そこに奈良県がないことで、危機意識の共有という点で非常に弱い、そのために広報していかなければいけないかと思っています。

その中で、県民だより奈良も今、臨時版で出していただいているのですけれども、緊急対処措置が出されてから、ゴールデンウィーク等も見えていますと、私の地元の生駒郡でも、例えば防災無線を使って、奈良県の緊急対処措置が発令されているため、できるだけ不要不急の外出はしないでくださいと呼びかける市町村もあれば、していない市町村もあったのです。この県民との危機意識の共有という点で、緊急対処措置というものをより県民の危機意識を共有する上で、いろいろな市町村のツールを使ったほうがいいのではないかというのが、この質問の意図なのです。そのためには、例えば、市町村にお願いして回覧板で今こういう状況です、緊急対処措置を発出していますと伝える、災害級のコロナ禍ですので、防災無線を使わせてください、自治連合会や自治会に了承取って使わせてくださいとお願いをする、もしくは市町村の広報車を使って、外出をできるだけ控えてくださいという広報を県から市町村にお願いすることによって、県民の危機意識を共有する必要があるのではないかと思っています。

次の教訓として、今から危機意識の共有という体制を見直していただいて、市町村に、例えばこういうことが起こった場合は防災無線を使わせていただけるように自治会に交渉しておいていただく、もしくは奈良県のこういった内容を、県民だより奈良ではなくて、市町村の広報に載せていただくとか、私も1回質問させていただいたのですが、県民だより奈良は見ないけれども、市町村の広報は見るという方も多々いると思いますので、県民の危機意識の共有という体制を、いま一度取っていただきたいと思います。これは意見で終わっておきますので、よろしくお願いたします。

○杉中危機管理監 ご提案ありがとうございます。

危機意識を共有するために、情報をいかに県民に伝えるかというのは非常に重要な問題だと考えています。おっしゃったように、県民だより奈良を全戸配布するというのは、

かなり突っ込んだ取組でもあります。市町村との情報共有、あるいは市町村へのお願いという意味では、今回、対策本部会議等を開いて、措置の決定や延長をすとか、そのたびに対処措置の内容について、市町村はもちろん関係団体とか、いろんな事業に関してご協力をいただく団体に全て文書により発出をさせていただいて、ご覧いただきたいとお願いするとともに、市町村との間では、そのたびに連絡調整会議を開催して、そういった内容の周知をお願いしているところです。今後もそういう形は続けていきたいですし、小村委員からご提案のありました防災行政無線での広報であるとか、良い事例はご紹介もして、ほかの地域におきましても取り入れていただくことをご検討いただくとか、そういった工夫をしていきたいと考えています。

○小泉委員 新聞を見ていますと、中町「道の駅」が防災拠点になったと載っております。これは国土交通省が今月、6月11日に全国39か所を災害時の広域的な防災拠点とする新制度、防災道の駅に選定したと発表したものです。令和5年度に道の駅ができるわけですが、一体どのような役割をここでやられるのか、あるいはどのような施設をここにつくられるのか。具体的に、今分かっている範囲内でお教えいただけたらありがたいと思います。

○松田県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当） 繰り返しにはなりますが、防災道の駅は国土交通省で今回、全国で初めて39駅が認定されて、その中で中町「道の駅」が選ばれたということです。道の駅は全国に1,100余りありますが、防災道の駅については、広域的な防災拠点に位置づけられるものであり、機能が、例えば建物の耐震化、無停電化、駐車場が広いなどといったものが該当いたします。中町「道の駅」につきましては、第二阪奈道路と県道枚方大和郡山線が交差する立地であり、現在、整備中ですが、駐車場も広く、これから施設整備を行っていくところですが、耐震化、無電柱化された施設、あるいは災害時の支援活動が可能で、備蓄倉庫も備える計画としていることから、国で認めていただいたと思っています。

小泉委員からお述べのように、令和5年度の開業に向けまして、今年度から造成工事を始めようというところです。それと、建物の設計も並行して進めてまいりまして、令和5年度のオープンに向け、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○小泉委員 これからいろいろな工事も始まっていくわけですが、具体的に防災道の駅に認定されたところで、いろいろな備品とか含めて、構造物だけではなく、防災に対する必要なものは備蓄されるのでしょうか。

○松田県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当） 中町「道の駅」は、かねてから構想・計画・設計段階から、防災統括室とやり取りもしながら、備蓄倉庫の位置でありますとか、大きさとか、相談させていただいています。現在進めている内容を、今後とも連携を取って必要なもの、備えておくべきもの、しっかりと対応していきたいと思っています。

○池田委員 私からも数点質問をさせていただきたいと思います。

災害は忘れた頃にやってくるとよく言われていますが、ここ1年半近くにわたって、新型コロナウイルス一辺倒ですので、この防災、減災、強靱化といったところが、決しておろそかになっているとは思いませんが、意識の中で薄れているとも思いますので、梅雨にも入ってまいりましたし、夏を越えて、また台風シーズンもやってくる中で、強靱化について、質問をさせていただきたいと思っています。

ご承知のように、令和2年度まで実施されておりました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を継続する形で、今年度から5か年加速化対策が始まっています。現在の奈良県の強靱化の取組についてご説明をいただきたいと思っています。併せて、国の予算をうまく活用していくことになるかと思えますけれども、国が新型コロナウイルス対策で相当予算を使われている中で、果たしてこの強靱化の予算が今後どうなっていくのだろう、今どうなっているのだろう、そういった心配もあるわけでございます。その辺りについて、予算についてもご説明をいただけたらと思います。

○松田県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当） 池田委員お述べのように、国の国土強靱化の取組は、昨年度まで3か年緊急対策と、今年度からは5か年加速化対策として、内容、メニュー、事業規模も拡大されたところでございます。県としては、今年度から5か年加速化対策に向けた取組として、国の予算が単年度ベースで1.3倍になり、対策メニューも、例えば河川整備ですと、河道掘削や堤防強化、流域対策、流域治水に拡大されました。道路ですと、従来ののり面、盛土対策、局所対策から道路ネットワーク系、老朽化系も対象になったところです。

県の予算といたしましては、令和3年2月の補正予算におきまして、国の昨年度の第3次補正予算に対応し、例えば道路、河川系ですと、日本一災害に強い奈良県を目指す対策という施策メニューでくくってございますが、約110億円、土砂災害対策で約30億円の予算措置をいただいたところです。この予算を使いまして、河川では流域治水対策、内水対策をしっかりと進め、道路では道路ネットワーク系の強靱化、老朽化対策、

あるいは舗装補修もメニューに入りましたので、取り組んでいきたいと思っています。

今後の予算の動向ですが、5か年加速化対策の初年度は昨年度の補正予算、国の補正予算で対応されています。令和4年度以降については、昨年12月に閣議決定された内容として、「予算編成過程で、財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応」とあり、今後の状況を捉え、引き続きしっかり強靱化を進めていく必要がありますので、市町村とも連携し、国の動向も見ながら様々な機会を捉え、政府要望ですとか、市町村と連携した要望活動、そういったものが重要だと考えています。

○池田委員 予算も1.3倍、それからできるメニューも拡充されたということで、県民に身近な、あるいは暮らしに身近な道路であるとか、河川の整備対策というのが、これから進めることができるようになったと感じています。国もこれから予算的に随分と厳しくなってくると思われませんが、一方で、奈良県も含めて都道府県で予算の取り合いというようなことにもなつてこようかと思えます。先ほどご答弁ありましたように、市町村とぜひ連携を図りながら、県として強力に取り組を進めていただけたらと思っています。

ゲリラ豪雨とか、線状降水帯の発生を知らせる情報がちょうど本日から運用されるということですが、これもここ近年出てきた事柄で、豪雨をもたらし、時間も長時間にわたるといふことで大変な被害が各地で起こっています。本当に災害は、いつ何どき、どこから、どのような形でやってくるかわからないと思いますので、ぜひ計画的かつ効果的な強靱化を図っていただいて、県民生活に身近な道路、河川などについて、特に安全・安心の奈良県をつくっていくように、また、奈良県が標語されておられますように災害に日本一強い奈良県を目指していただくことをお願いしておきたいと思っています。よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど小泉委員から質問がございましたが、このたび6月11日付で、中町「道の駅」が防災道の駅として認定されました。整備中で、令和5年度にオープンを目指すとなっているわけですがけれども、先ほどご答弁ありましたように広域的な防災拠点に位置づけられる道の駅を全国で39か所認定されたということです。私、奈良市内ですので、完成した防災拠点として、今後その役割を果たしていただけるよう期待をしているところですが、県内において、現在、大規模災害時における広域的な防災拠点はどれぐらいあるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○中野防災統括室長 本県におきましては、奈良県地域防災計画において、広域防災拠

点を、現在4施設を指定しています。

○池田委員 例えばどういった施設があるのでしょうか。

○中野防災統括室長 県営競輪場、広陵町の第二浄化センター、宇陀市の消防学校、五條市の吉野川浄化センター、以上の4施設でございます。

○池田委員 県内に4か所ということですが、たしか広域防災拠点は、大きな災害が起こったときに、全国からの災害の応急活動に係る応援を受けるために広域的な防災拠点を設けているということだったかと思います。今おっしゃっていただいた4か所については、例えば中町「道の駅」は割と広い場所を確保できるということで認定されたわけですが、広域防災拠点の活動拠点としての面積的なものや施設の老朽化、あるいは中町「道の駅」は道路アクセスもいいわけですが、アクセスの問題などを考えたときに、今後どのように県として整備をしていくのかということが大切かと思っています。今後どのように、そういった課題、新たな広域防災拠点の確保も含めて、県内施設の課題を解決し、施設を配置していこうとされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○中野防災統括室長 池田委員ご指摘のとおり、現行の広域防災拠点は、インターチェンジとの近さ、あるいは耐震性、老朽化等の課題があると認識しています。これは地域防災計画の中でも言及しているところです。こうしたことがありますので、かねてより県有、あるいは国有、市町村有も含めまして、その施設の災害発生時に活動拠点となり得るような場所の指定について、各機関の協力も得ながら検討を進めているところです。

先ほどお話に出ました中町「道の駅」というのが、まさに第二阪奈道路がありまして、県道枚方大和郡山線、第一次緊急輸送道路に沿っておりまして、非常にアクセスがいいということがあります。松田県土マネジメント部次長も答弁いただいたのですけれど、広い駐車場を有していますので、大型車両も多数止められるということで、広域防災拠点に求められる機能に対応できるのではないかと考えています。この中町「道の駅」整備の進捗に合わせる形にはなるのですが、広域防災拠点としてどう運用するのか、あるいは指定についても検討を進めていきたいと考えています。

○池田委員 ぜひその辺りの配置であるとか、施設、広域防災拠点としての機能をしっかりと果たせるように進めていただきたいと思っています。

あと加えて、先ほど冒頭ご説明がございましたけれども、奈良県の大規模広域防災拠点整備ができれば、それが本当に奈良県においては、もちろん奈良県ではなく紀伊半島全域になるわけですが、大きな拠点ができて、県内の広域防災拠点があって、市町村と

も連携をしながらしっかりと災害に備えていくという体制がつくっていけると思いますので、引き続き取組を強化していただきますようお願いしまして、私からの質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水委員長 私から今の質問で、再度、確認だけしておきたいのですけれども、今、課題整理をされているというお話だったと思いますが、現状である県営競輪場は、皆様ご存じのとおり耐震対策が必要だと思ひますし、第二浄化センターにあたっては、浸水対象区域内にある施設でもありますので、それぞれがいろいろな課題を持っていて、当然その課題解決には予算が必要です。大規模広域防災拠点と中町「道の駅」の関連など、池田委員からご指摘があった、今後についてどういう形で整理をされていくのかというところは、今、言及がなかったと思ひのですけれども、最終的には整理をされて、五條市で計画される大規模広域防災拠点に一括的にされるのか、もしくは今ある4地点も再整備をして連携するということなのか。その辺りはどうなのですか。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） 今4施設につきまして、例えばアクセス性という点では4施設ともあまりよくないというのは認識しています。それと、耐震性という点では、県営競輪場と消防学校で課題があります。また、浸水被害という点では浄化センターで問題があると認識しています。耐震性について、今、競輪場と消防学校で一部耐震の強化はしていますが、防災拠点としてやっていけるかどうかについては、耐震性の整備を含めて並行して考えていきたいと思ひており、浸水の部分については、防災拠点に必要な、例えば備蓄であるとか、無線の部分が浸水に対してどう耐えるとか、全体を浸水から守るのは、なかなか難しい部分もありますので、どのように対策を講じるか考えた上で、検討を進めたいと思ひています。

○小林（照）委員 それでは、私から3点お聞きしたいと思ひます。

初めに、救急搬送についてお尋ねします。総務省消防庁が5月7日公表した集計によりますと、全国52カ所の消防本部のうち、4月26日から5月2日の1週間に患者の搬送先がすぐに決まらない救急搬送困難事例が1,837件あり、その前の週の1,828件から微増して、3週連続で増加しているという記事がありました。この中で、新型コロナウイルス感染症の疑いの件数が631件あったということです。新型コロナウイルス感染症に伴う病床逼迫が影響しているという報道がありました。それでお尋ねしたいのは、この総務省消防庁の調査、全国52カ所の消防本部のうち奈良県はどこが該当しているのでしょうか。それからまた、奈良県のこの間の全部の搬送困難事案はどん

な状況であったのか。そして、奈良県の状況をどのように受け止められたのでしょうか。そのことをまずお尋ねします。

○大澤消防救急課長 消防庁において、医療機関への受入照会回数が4回以上であり、かつ救急隊の現場滞在時間が30分以上かかった事案を救急搬送困難事例として、主な消防本部を対象に調査をしています。奈良県においては、奈良市消防局が対象として実施されており、その定義に当てはまる事例は、3月29日から5月30日までの約2か月の間に59件発生しています。その中には、37.5度以上の発熱があった、新型コロナウイルス感染症の疑いのある事例が25件含まれています。

奈良県においては、コロナ禍における速やかな救急搬送を行うため、救急搬送患者に発熱等がある場合の搬送フローを定めて、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における具体的な対応手順について」という文書を県内消防本部宛てに発出し、救急搬送の改善に努めてきたところです。

また、コロナ患者の受入体制の充実を図るため、県内医療機関にご協力をいただき、入院病床の追加の確保を進めているところです。現時点において、近隣府県のように感染者の急増によって自宅療養者等が救急搬送の受入先が見つからないといった状況は、本県では発生していない状況と認識しています。

コロナ禍における救急搬送については、医療機関と消防機関との共通認識の下で救急搬送するということが重要ですから、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、適切な救急搬送の実現に向け取り組んでまいりたいと考えています。

○小林（照）委員 ただ、今回の調査ですと、奈良県では奈良市の消防局だけの数字です。多分県では、ほかの生駒市消防本部とか広域消防組合なども把握されているかと思うのですが、そのような状況はどのようなのでしょうか。把握が必要だと思いますけれども、どのようなのでしょうか。

○大澤消防救急課長 今の情報については国の調査であり、生駒市消防本部と広域消防組合について把握はしていませんけれども、実態としては把握する必要もあると思いますので、これから、できるところまで、遡れるところまで確認した上で、実態把握していきたいと思います。

○小林（照）委員 最後は意見ですが、先ほど、医療機関との共有をしていく問題とお答えいただきました。確かに奈良県では医療の逼迫の状況で、現象としては大きな混乱はなかったようなのですが、皆様もご承知のように、大阪などでは大変な混乱がありま

した。この救急搬送の受入れについては、コロナの患者さんでも大変ですし、平時であれば入院できたのに受け入れてもらえなかったという一般の病気の方々も出て、命が脅かされる状況もありましたので、今お答えいただきましたけれども、第4波は減少してきていますけれども、第5波に備えて、救急現場からの問題提起について、医療関係者との情報共有を強化していくこと、それから、救急搬送の体制といいますか、救急救命士などの確保などの体制整備が必要だということを重ねて申し上げます。

次に、お尋ねしたいのは、防災備蓄品の生理用品の配布についてです。ニュースでお聞きになっていると思いますけれども、コロナ禍で経済的に困窮する女性の支援として、生理用品の無償配布が広がっています。3月23日、総務省自治財政局の事務連絡で、政府の予備費から新型コロナウイルス感染症対策として、女性に寄り添った必要な経費として13億5,000万円を使用することが決められ、内閣府男女共同参画局は、生理の貧困に関わる地方公共団体の取組について調査を実施しました。

5月19日時点で、全国では225の地方公共団体が実施しておりました。4月の下旬から防災備蓄品を活用して、必要な人に無償で配布する取組がこの奈良県内でも現在で6市10町となっていると思います。防災備蓄品の生理用品が量的に少ないと思われる自治体、例えば大和郡山市、王寺町、河合町は、予算措置を行って生理用品の無償配布を開始されているようです。まずお聞きしたいのは、総務省は年1回調査をされておりまして、奈良県及び市町村防災備蓄用品としての生理用品の備蓄状況は、奈良県ではどのようになっているのでしょうか。

○中野防災統括室長 現在の生理用品の備蓄状況ですけれども、県が把握しているところでは、23市町村において、合計23万枚の備蓄があります。

○小林（照）委員 23市町村で23万枚ということでした。それで、再度お聞きしたいのは、県や幾つかの市町村では生理用品の備蓄がゼロのところがあります。県の備蓄及び備蓄のない市町村については、県ではどのようにお考えになっているのでしょうか。

○中野防災統括室長 まず、市町村につきましては、備蓄の推進について常に呼びかけているところです。県においては、物資そのものを備蓄するほか、流通業者から調達して対応するものがあります。流通業者の調達に対応するため、県においては33社のコンビニ、スーパーマーケット等の業者と協定締結しています。このうち生活用品を取り扱うところが13社あり、この中から調達することにしています。

○小林（照）委員 そうしましたら、市町村については、備蓄のないところでは、それ

を推進するということと、県では、今おっしゃったように協定しているところから、調達することになるということですのでよろしいですか。

新型コロナウイルス感染症が始まった頃に、奈良県ではマスクが1枚も備蓄されていなかったということで、大変驚いたのですが、お答えされた手だてについてお願いしておきます。

最後にお尋ねしたいのは、住宅の耐震化についてです。県の地震防災計画による被害想定でも、奈良県は津波被害が想定されないために、想定死者のおよそ90%は建築物の倒壊によるものとなっています。それで、県の公共施設の耐震化については、チームもつくっていただいて、耐震化促進をされております。しかし、住宅の耐震化の促進が、今とても求められていると思います。奈良県は、耐震改修促進計画を、この3月にも出しておられますが、奈良県の住宅の耐震化、耐震診断の現状についてお聞きしたいと思うのです。住宅の耐震化率の目標と、それをいつまでに達成することを目指すのか、目標達成に向けてどのような課題があるとお考えなのか、どのように取り組んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○前田建築安全推進課長 地震時における住宅、建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産を保護するため、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とし、令和3年3月に奈良県耐震改修促進計画の改定を行ったところです。このうちご質問いただきました住宅の耐震化の現状としては、令和2年の耐震化率は約87%、耐震性が不十分と考えられる住宅は7万300戸と推計しています。この現状に対して、県では耐震改修促進計画に基づき、令和7年度までの5年間で耐震改修のほか、老朽化等に伴う除却なども含め約2万4,200戸の耐震化を進め、令和7年度の住宅耐震化率95%を目標としています。この目標達成のためには、安心して耐震診断・改修を行うことのできる環境整備が重要と考えています。

耐震診断技術者や耐震改修事業者の育成、また、実際に耐震改修工事を実施した事業者のリストを県のホームページに掲載することや、耐震セミナー、出前講座などによる普及啓発を市町村と連携して開催しているところです。また、耐震診断改修等の促進を図るための補助制度として、市町村が補助を行う場合、国の2分の1の補助と合わせて、県が4分の1を負担することで補助事業を後押ししており、現在、耐震診断は全39の市町村、また、耐震改修については33市町村で運用されているところです。今後はさらに、昭和56年5月以前に開発された住宅、団地への集中的な普及啓発や、耐震診断

を実施された所有者へのダイレクトメール等により、住宅の耐震化に向けて直接普及啓発を進めていきたいと考えています。

○小林（照）委員 この耐震化率の目標に向けて進めていくために、いろいろ取り組んでおられるのですけれども、出していただきました改修促進計画のところでは、県内各市町村の耐震診断、耐震改修助成事業の状況を見てみますと、例えば補助率についても、耐震改修工事で、3分の1のところまでは23%、80%のところもあり、高いところもあります。それから、耐震改修工事の限度額も50万円が多いですが、100万円のところも何か所かございます。

それで、お聞きしたいのは、市町村の助成事業、この耐震診断、耐震改修助成事業の内容はどのようなになっているのでしょうか。

○前田建築安全推進課長 木造住宅の耐震改修の支援として、従来、耐震改修工事費の23%かつ50万円を補助の上限としていましたが、住宅所有者に対する、例えば戸別訪問やダイレクトメールなどによる直接的な耐震化を促す取組を行うなど、住宅の耐震化に向けた積極的な取組を計画的に行う市町村が希望すれば、上限を100万円とする制度拡充を令和元年度から行っています。この制度を活用する市町村は令和2年度が1町でしたが、令和3年度は11市町村で活用されることとなっています。今後も引き続きまして、補助制度の有効な活用に向けた市町村への働きかけを行いながら、連携して住宅の耐震化を進めていきたいと考えています。

○小林（照）委員 耐震改修工事を促進していくために、上限額を100万円としているところもあるということで、それは耐震化関係の拡充が進められる中で、総合的支援の対象になる地方公共団体ということで、国が出されていますので、それを活用されていると思うのです。今おっしゃってくださったように、ほかのところもさらに改修が進められるように、危険だと思っても、経済的な事情があつて、なかなか耐震工事ができないという状態もあると思いますので、さらに耐震化を促進するために、この活用が進められるように、県の補助率についても引上げができないだろうかとか、あるいは県から様々な支援を強めていただくということができないだろうかと思うのですけれども、そのことを繰り返しお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○山中副委員長 それでは、私からも1点お聞かせいただきたいと思います。

先ほど奈良県地域防災活動推進条例の一部改正する条例の説明がありましたが、令和3年5月に災害対策基本法の一部改正ということで、これまで自治体が発令する避難情

報について、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されるという大きな変更がありました。この点が1点と、あと、災害時に支援が必要な高齢者や障害者の方など、要配慮者への個別支援計画の作成を市町村の努力義務ということで括弧書きがされたというのも、今回の主な改正点になろうかと思えます。

この点についてお聞かせいただきたいのですが、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化した内容ですが、条例第32条を、これまでの避難勧告等に関する支援から、避難情報に関する支援に中身を変更されました。そこで、県民の皆様への広報などを含め周知徹底が必要と考えますが、どのように県として取り組んでいかれるのか。また、市町村と、本来であれば一緒になって避難情報の変更に伴い、地域住民への情報発信のタイミングや、また、新たな認識に立った訓練というのが必要と考えますが、こういった点をどのように進めていかれるのか、まず先にお聞かせください。

○中野防災統括室長 山中副委員長お述べのように、災害対策基本法の一部改正、この5月20日に施行されています。その中で、一番の話は避難勧告の廃止、避難指示の一本化ということです。この見直しがされたことに伴い、県と市もいろいろな取組を進めています。

1つ目については、避難情報の県民への周知啓発、理解促進という点です。県民だより奈良の7月号に掲載を予定しています。県や市町村のホームページや、市町村も含めた広報紙の掲載、国からポスターやチラシの提供も今月中に受ける予定です。ポスターについて、県有施設を中心として、病院とか社会福祉施設などへ掲示していただくなど、広く県民に対して新しい避難情報の周知徹底を図っていきたいと考えています。

2つ目については、市町村と共に避難情報をどう正しく使っていくのかという点です。まずは、的確に情報収集して対応する体制整備が必要になりますので、市町村とも共有している防災情報システムについては、施行日と同時になるのですが、避難勧告という表示を暫定的になくして、間違いないようにし、あるいは名称変更もし、市町村と共有しています。

3つ目については、訓練等になります。実は一昨日、大雨を想定し、新たな避難情報を使い、このシステムの操作訓練を行ったところです。そのほか5月には市町村の担当課長会議や担当者に向けた勉強会を、气象台にも来ていただき、気象情報の連動も含めた勉強会を開催しました。引き続き、情報の正しい普及啓発、適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

○山中副委員長 分かりました。県民への理解を促す様々な啓発についてやっていただいているし、また、国もポスター等の掲示をやっていただけるということで、しっかりと進めていただきたいと思います。また、情報システム等の適切な運用をするために、市町村と連携し、せんだって大雨を仮定しての訓練を実際にやっていただいたということです。ただ、実際に起きた場合、それが適切な情報発信としてできるのかということもありますので、繰り返し市町村とは連携をしながら進めていただきたいと思います、県民の命をしっかりと守っていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それと、先ほど申しました要配慮者への個別避難計画の作成について、主体は市町村であると思いますし、また、先ほど小村委員からも質問がございました内容と若干重複するかもしれませんが、市町村が作成する要配慮者への個別避難計画について、県としての支援の在り方と役割についてお聞かせいただきたいと思います。ただ、この案件につきましては、所管する担当部署が若干異なるかも知れませんので、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

○中野防災統括室長 要配慮者の個別避難計画について、市町村に努力義務が課されたことも、災害対策基本法の一部改正に伴う、もう一つの大きな柱です。個別避難計画の作成に対する支援につきましては、本来福祉医療部の担当ですが、本日、理事者として出席しておりませんので代わりに答えますが、市町村の作成状況については、少し古い、令和2年10月1日現在で、作成済みは3町村、一部作成済みが10市町村、未作成が26市町村になっています。

この作成において、最も課題となるのが、支援者をいかに確保するのかという点になると認識しています。市町村の担当者が個別避難計画の重要性を十分認識した上で、地域の特性や事情に応じた取組を進めることが重要と考えています。県においても、市町村への支援の一環として、その市町村の担当職員を対象に、この計画の作成に関する実務研修の開催も考えています。研修においては事例紹介だけではなく、計画をどういうふうに進めたらいいのかと、課題解決策、留意点というのを十分学んでいただき、計画の策定を支援していきたいと考えています。

○山中副委員長 先ほど中野防災統括室長に答弁いただいたように、支援者の確保が必要ということで、本来こういった住民地域の善意によってつくられてきたものが個別避難計画の部分ではなかったかと思います。そうした意味で、努力義務として、要配慮者への支援はさらに強化をされたと考えます。そして、当然そうした中にはケアマネジャ

一等の福祉の専門職も一緒に災害時の避難について考えながら避難計画を作成されることも、よりその人にとって安全な避難計画になるのではと、これは重要な観点だと思っておりますが、そうした中で、こうした個別避難計画の作成に関する県の役割として、先ほど事務研修や、課題解決に向けた様々な取組も支援していくという答弁がございました。

まだまだ実際にできている調査の数を見ますと、少ないと思いますので、なかなか良い事例としては上がってこないかも分かりませんが、県としては各市町村の取り組んでおられる状況をしっかりと把握をしていただいて、まだまだできていないところが26、大半ですので、しっかりと情報を流していただいて、独自で考えるより、各市町村の既に取り組んでおられる先進事例を紹介しながら、より効果的・効率的な実施ができるように取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてのご所見だけお聞かせいただければと思います。

○中野防災統括室長 山中副委員長お述べのとおりで、計画ができている町村は、それなりにいろいろな方とも連携をしながら事例としてつくり上げておられるかと存じます。これを事例紹介することについては、都市部、あるいは山間部というような地域性というのはあると考えています。実情に応じ、その事例の紹介を自らの市町村へどう取り入れていくなど、県としてもしっかりと支援していきたいと考えています。

○清水委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による委員会は、本日の委員会をもって最終になろうかと思います。

一昨年5月より委員各位におかれましては、当委員会所管事項であります防災力向上及び県土の強靱化に関することにつきまして、終始熱心にご審議をいただきました。

また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取組をしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができたと思っております。委員各位並びに理事者の皆様に深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、理事者の皆様にはご退室をお願いいたします。どうもご苦労さまでござい

ました。

委員の方はしばらくお残りをいただきたいと思います。

(理事者退席)

ただいまから委員間討議を行います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、挙手の上、マイクを使って発言をお願いいたします。

当委員会は、設置後、2年間を経過し、6月定例会最終日の調査報告をもって終了するわけでございますが、最終日の調査報告に係る調査報告書案及び委員長報告案について、事前に各委員にお送りをいたしております。

まず、お手元に配付しております調査報告書案及び委員長報告案について、何かご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他若干の文言整理については、正副委員長にご一任を願いまして、この調査報告書案及び委員長報告案により、当委員会の調査報告としてよろしいでしょうか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。異議なしとさせていただきます。

それでは、そのようにさせていただきます。

では、これもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。